4　次の各号に掲げる走行距離計であって、その機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、前項の基準に適合するものとする。

一　指定自動車等に備えられている走行距離計と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた走行距離計

二　法第75条の２第１項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられた走行距離計と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている走行距離計又はこれに準ずる性能を有する走行距離計

三　法第75条の３第１項の規定に基づく装置の指定を受けた走行距離計を有する自動車に取り付けられている走行距離計と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた走行距離計又はこれに準ずる性能を有する走行距離計

第百五十五条第１項中「旅客自動車運送事業」を「乗車定員11人以上の旅客自動車運送事業」に改め、同項ただし書を削る。

第百五十九条第１項第六号中「同規則第４改訂版補則第７改訂版」を「同規則第４改訂版補足第10改訂版」に改める。

第百六十一条第１項第四号及び第四項第二号中「後写鏡」の下に「、後方等確認装置」を加える。

第百七十一条第八項中「運行しないもの」の下に「及び道路維持作業用自動車又は緊急自動車であって車両前部に特殊な装備を有するもの」を加える。

第百七十四条第三項各号列記以外の部分中「車両総重量が2.8ｔを超える自動車」を「貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が3.5ｔを超える自動車」に改める。

第百七十七条第三項第二号中「同規則第２改訂版補足第２改訂版」を「同規則第２改訂版補足第３改訂版」に改める。

第百七十八条第四項第二号及び第四号中「後写鏡」の下に「及び後方等確認装置」を加える。

第百八十条第１項第１号中「貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が3.5ｔを超えるもの、二輪自動車、側車付二輪自動車」を「次号に掲げる自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車並びにこれらの自動車に牽引（けん）される被牽引（けん）自動車（後車輪が１個の自動車に限る。）、後車輪が１個の三輪自動車」に改め、同条第二号中「断面積」を「断面」に、「100㎜」を「120㎜（車両総重量が８ｔ以下の自動車、車体後面に貨物を積卸しする昇降装置を有する自動車にあっては100㎜）」に改める。

第百八十条第二項を次のように改める。

2　保安基準第18条の２第３項本文ただし書の告示で定める構造の自動車は、次に掲げるいずれかの自動車とする。

一　前項第１号の自動車であって、次に掲げる要件に適合する構造部を有するもの又は次号イからハまでに掲げる要件に適合する構造部を有するもの

イ　構造部は、その平面部の車両中心面に平行な鉛直面による断面の最外縁が後軸の車輪の最外側の内側100㎜までの間にあること。ただし、当該構造部の幅は後車軸の幅を超えてもよい。

ロ　構造部の平面部に隙間がある場合にあっては、その隙間の長さの合計が200㎜を超えないこと。

ハ　構造部は、空車状態においてその下縁の高さが地上550㎜以下となること。

ニ　構造部は、その平面部と空車状態において地上1,500㎜以下にある当該自動車の他の部分の後端との水平距離が450㎜以下となること。

ホ　構造部は、振動、衝撃等によりゆるみ等を生じないものであること。

二　前項第２号の自動車であって次に掲げる要件に適合する構造を有するもの

イ　車体後面の構造部が、その構造部の平面部の車両中心面に平行な鉛直面による断面の高さが120㎜（車両総重量が８ｔ以下の自動車、車体後面に貨物を積卸しする昇降装置を有する自動車並びに専ら車両を運搬する構造の自動車であって、荷台後方部分が傾斜している構造、アウトリガにより前車軸を持ち上げ車体後面が接地する構造又は低床荷台の構造を有する車体後面の構造部にあっては100㎜）以上あって、その平面部の最外縁が後軸の車輪の最外側の内側100㎜までの間にあること。ただし、車両総重量が８ｔ以下の自動車にあっては、車体後面の構造部は当該自動車の幅の60％以上（最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離が1,500㎜以下のものは、当該自動車の車枠後端の幅以上。）であればよい。

ロ　車体後面の構造部の下縁の高さが、空車状態において地上550㎜（車両総重量が８ｔ以下の自動車（最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離が1,500㎜以下のものに限る。）にあっては600㎜）以下のもの

ハ　車体後面の構造部の平面部と空車状態において地上1,500㎜以下にある当該自動車の他の部分の後端との水平距離が450㎜以下のもの

三　労働安全衛生法施行令第１条第１項第８号に規定する移動式クレーンであって、車両後面の構造部の平面部と空車状態において地上2,000㎜以下にある当該自動車の他の部分の後端との水平距離が450㎜以下であるもの

四　次に掲げる自動車のうち、その構造上第１号に掲げる要件に適合する構造部を有することができないものであって、当該基準を可能な限り満たすように構造部が取り付けられているもの

イ　除雪に使用される自動車

ロ　消防自動車であって、車体後部に移動式の消火作業用装置を備えるもの

第百八十条第三項各号を次のように改める。

一　突入防止装置は、空車状態においてその下縁の高さが地上550㎜以下となるように取り付けられていること。

二　突入防止装置は、その平面部が車両中心面に直交する鉛直面上で車両中心面に対して対称の位置に取り付けられていること。

三　突入防止装置は、その平面部の最外縁が後軸の車輪の最外側の内側100㎜までの間にあるよう取り付けられていること。

四　突入防止装置は、その平面部から空車状態において地上1,500㎜以下にある車体後面（車体後面からの突出量が50㎜以上のフック及びヒンジ等の附属物を有する自動車にあっては当該附属物の後端から前方50㎜）までの水平距離が300㎜以内（車両総重量が８ｔ以下の自動車にあっては400㎜以内）であって、取り付けることができる自動車の後端に近い位置となるよう取り付けられていること。

五　突入防止装置は、振動、衝撃等によりゆるみ等を生じないように確実に取り付けられていること。

六　車体後部に貨物を積卸しする昇降装置が取り付けられた自動車であって、次に掲げる基準を満たす場合は、昇降装置の支柱により突入防止装置を分割することができる。

イ　昇降装置の支柱が分割された突入防止装置を通過するために必要な当該支柱と突入防止装置との隙間は、25㎜未満であること。

ロ　昇降装置の支柱の外側にある分割された突入防止装置の車両中心面に平行な鉛直面による断面の有効面積は、350㎠以上でなければならない。ただし、車幅が2,000㎜未満の自動車にあっては、この限りでない。

七　突入防止装置は、当該自動車に取り付けた状態のままで、その位置を移動することができる。この場合において、当該突入防止装置は取り付けられた位置から意図せず移動しないよう確実に取り付けられる構造を有し、かつ、その位置を移動させるための操作は容易に行うことができるものでなければならないものとし、運転者席又は突入防止装置のいずれかの見やすい位置に当該突入防止装置が通常使用される位置を示す記号又はラベルが表示されていなければならない。